

第2回 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会

- ・日 時 令和4年(2022年)9月6日(火)
14:00～15:30(予定)
- ・場 所 甲賀市役所 別館101会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 審議事項

(1) 第1回審議会の議事録案について 【資料1】

(2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について
①審議項目について 【資料2】

②考えられる方向性パターンについて(意見交換) 【資料3】

4. その他

5. 閉 会(副会長挨拶)

甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和5年6月30日

(敬称略)

No.	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験を有する者 (第2号委員)	井上 あい子	総務省地域情報化アドバイザー	会長
2	市民 (第1号委員)	森田 久生	公募委員 (甲賀市区長連合会長)	副会長
3	市民 (第1号委員)	奥野 麻美子	甲賀市発達障がい児等を持つ親の会 こころはなまる	
4	市民 (第1号委員)	青木 博	山内自治振興会 会長	
5	市民 (第1号委員)	長沢 哲夫	小原自治振興会 会長	
6	市民 (第1号委員)	寺井 喜志雄	甲賀市商工会 副会長	
7	市民 (第1号委員)	吉田 昌孝	甲賀市区長連合会 副会長	
8	市民 (第1号委員)	菊池 滋美	公募委員	
9	市民 (第1号委員)	福田 萌香	公募委員	
10	学識経験を有する者 (第2号委員)	松村 耕平	立命館大学情報理工学部 准教授	

事務局

総合政策部 情報政策課

○甲賀市地域情報基盤のあり方審議会規則

令和4年3月28日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務について、調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部情報政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。